

平成26年2月25日

原告弁護団意見陳述

弁護士 古殿宣敬



私ども原告弁護団が本件訴訟に取り組む方針を、簡単に申し述べたいと思います。

まず、今、お話をされた原告の悲痛な声は、裁判所の心に届いたでしょうか。

私たちは、原発事故によって、想像を絶するような苦難を背負った当事者の方々の相談を、数多く受けてきました。そして、前例のない歴史的惨事が起きたということをつくづく思い知らされました。

たとえば、訴状の中で、本件原発事故の影響が疑われる例として、福島県の子どもに対する健康調査を挙げ、昨年8月の時点で、甲状腺がんの確定又は疑いのある子どもが43人にのぼっていると指摘しました。

ところが、今日の弁論の日を迎えるまでに、その人数は74人に激増しました。

その内、甲状腺がんが確定した子どもさんが18人だったのが、現在は33人にのぼります。

ガンを宣告された一人ひとりの子どもさんと、その子を思う親の心情を察すると、私は言葉を失います。

福島県の公式見解では、「放射線の影響は考えにくい」としています。

しかし、この状況を直視して、切実な不安感を否定することが出来るでしょうか。

因果関係が無闇に否定すれば否定するほど、疑いや不安が増幅するというのが、当事者の偽らざる素朴な心情であり、むしろ、それは安全を重んじる予防原則に即した経験則と言えるでしょう。

原告として立ち上がったみなさんは、突如として平穏な生活を破壊され、難民のように転々とする日々を強いられ、長年にわたって培ってきた仕事を失い、生き甲斐をも失い、さらに、友人や同僚などとの絆が分断され、大切な家族との別居を余儀なくされ、心安らかに暮らすことができた日常を踏みにじられた方々です。

原告の方々の多くは、放射線による被ばくの不安と恐怖から逃れるために、遠き兵

庫の地まで避難して来られた方々です。

そこで、私たちは『子どもたちの未来 当たり前の日常 認めよ！避難の権利』というスローガンを掲げました。

子ども・被災者支援法は、第1条で「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」と指摘し、第2条では「子どもが放射線による健康への影響を受けやすい」と明記しています。

したがって、原告の方々が訴える恐怖や不安は、法律の趣旨に合致し、社会通念に照らし合理的根拠に基づいていることは明らかと言わなければなりません。

私たちは、この訴訟の目的を5つ掲げました。

第1に、被告ら、とりわけ国の法的責任を明確にすることです。

第2に、東電の賠償基準を打破し、完全賠償を実現することです。

第3に、訴訟を通じて、被害者に対する恒久的な補償制度の確立を求めていくことです。

第4に、自己決定を尊重する避難の権利等を定めた子ども・被災者支援法の理念を、損害賠償の場面でも実現することです。

第5に、再発防止を果たすためにも、事故原因を徹底的に解明し、真実を明らかにすることです。

今回の原発事故を招いたのは、司法にもその責任の一端があると言わざるを得ません。ことごとく原発関係訴訟の請求を退け、国や原発事業者の安全軽視を容認してきた判決の積み重ねが、本件事故の背景にあることは間違いない事実です。

裁判所におかれては、さきほどの原告の意見陳述を、一言もささず受け止めていただいたものと思います。

神戸は、阪神大震災の被災地です。19年前、ここ神戸地方裁判所は、避難所となり、たくさんの被災者が避難しておりました。神戸は全国の方々の支援を受け、あの震災から復興することができました。復興の過程で、裁判所が大きな役割を果たしたことを、私たちは忘れることはできません。

原発事故で傷つけられた人々を救済するため、前例にとらわれることなく、良心に従い、本件訴訟で原告となった幼い子どもたちが、将来、「よい裁判だったね」と振り返ることができるよう、裁判所におかれましては、審理を尽くしていただきたいと切に願います。

以上

平成26年2月25日

原告弁護団意見陳述

弁護士 古殿宣敬



私ども原告弁護団が本件訴訟に取り組む方針を、簡単に申し述べたいと思います。

まず、今、お話をされた原告の悲痛な声は、裁判所の心に届いたでしょうか。

私たちは、原発事故によって、想像を絶するような苦難を背負った当事者の方々の相談を、数多く受けてきました。そして、前例のない歴史的惨事が起きたということをつくづく思い知らされました。

たとえば、訴状の中で、本件原発事故の影響が疑われる例として、福島県の子どもに対する健康調査を挙げ、昨年8月の時点で、甲状腺がんの確定又は疑いのある子どもが43人にのぼっていると指摘しました。

ところが、今日の弁論の日を迎えるまでに、その人数は74人に激増しました。

その内、甲状腺がんが確定した子どもさんが18人だったのが、現在は33人にのぼります。

ガンを宣告された一人ひとりの子どものさんと、その子を思う親の心情を察すると、私は言葉を失います。

福島県の公式見解では、「放射線の影響は考えにくい」としています。

しかし、この状況を直視して、切実な不安感を否定することが出来るでしょうか。

因果関係を無闇に否定すれば否定するほど、疑いや不安が増幅するというのが、当事者の偽らざる素朴な心情であり、むしろ、それは安全を重んじる予防原則に即した経験則と言えるでしょう。

原告として立ち上がったみなさんは、突如として平穏な生活を破壊され、難民のように転々とする日々を強いられ、長年にわたって培ってきた仕事を失い、生き甲斐をも失い、さらに、友人や同僚などとの絆が分断され、大切な家族との別居を余儀なくされ、心安らかに暮らすことができた日常を踏みにじられた方々です。

原告の方々の多くは、放射線による被ばくの不安と恐怖から逃れるために、遠き兵

庫の地まで避難して来られた方々です。

そこで、私たちは『子どもたちの未来 当たり前日常 認めよ！避難の権利』というスローガンを掲げました。

子ども・被災者支援法は、第1条で「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」と指摘し、第2条では「子どもが放射線による健康への影響を受けやすい」と明記しています。

したがって、原告の方々が訴える恐怖や不安は、法律の趣旨に合致し、社会通念に照らし合理的根拠に基づいていることは明らかと言わなければなりません。

私たちは、この訴訟の目的を5つ掲げました。

第1に、被告ら、とりわけ国の法的責任を明確にすることです。

第2に、東電の賠償基準を打破し、完全賠償を実現することです。

第3に、訴訟を通じて、被害者に対する恒久的な補償制度の確立を求めていくことです。

第4に、自己決定を尊重する避難の権利等を定めた子ども・被災者支援法の理念を、損害賠償の場面でも実現することです。

第5に、再発防止を果たすためにも、事故原因を徹底的に解明し、真実を明らかにすることです。

今回の原発事故を招いたのは、司法にもその責任の一端があると言わざるを得ません。ことごとく原発関係訴訟の請求を退け、国や原発事業者の安全軽視を容認してきた判決の積み重ねが、本件事故の背景にあることは間違いない事実です。

裁判所におかれては、さきほどの原告の意見陳述を、一言もらさず受け止めていただいたものと思います。

神戸は、阪神大震災の被災地です。19年前、ここ神戸地方裁判所は、避難所となり、たくさんの被災者が避難しておりました。神戸は全国の方々の支援を受け、あの震災から復興することができました。復興の過程で、裁判所が大きな役割を果たしたことを、私たちは忘れることはできません。

原発事故で傷つけられた人々を救済するため、前例にとらわれることなく、良心に従い、本件訴訟で原告となった幼い子どもたちが、将来、「よい裁判だったね」と振り返ることができるよう、裁判所におかれましては、審理を尽くしていただきたいと切に願います。

以上